

# 知っていますか？ 自転車事故の実態と備え



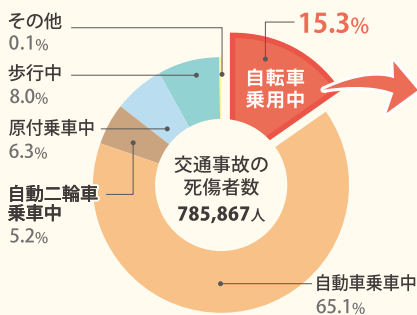
**実態** およそ4分20秒に1件の割合で、自転車事故が発生しています。



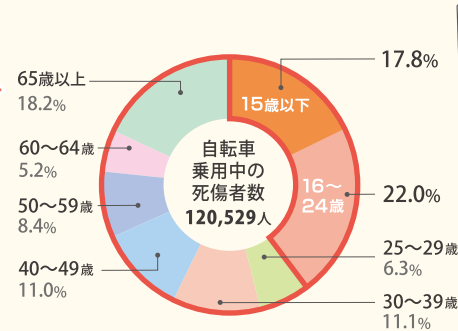
平成25年には自転車乗用中の交通事故が121,040件発生。

また、死傷者数は120,529人と交通事故全体の死傷者数に占める割合は15.3%であり、歩行中の死傷者数に比べ約2倍と高い数値を示しています。

【交通事故における状態別死傷者数】



【自転車乗用中の年齢層別死傷者数の割合(平成25年)】



しかも、  
死傷者の約4割が  
若者と子ども  
なんです。

うちの子もたち  
大丈夫かしら？  
心配だわ...



(警察庁「平成25年中の交通事故の発生状況」から作成)

**備え**

ルールを守り、無理な運転をしなければ、  
自転車事故を防ぐことができます。



自転車で事故を起こしたり、事故に遭ったりしないために、  
交通ルールをしっかり守って安全運転を心がけることが大切です。



自転車は車道が原則、歩道は例外



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



ヘルメットを着用



安全ルールを守る

●一時停止と安全確認をしっかりと行う



●夜間は必ずライトを点灯する



- 道路は並んで走らない
- 飲酒運転はしない
- 信号を正しく守る
- 二人乗りはしない

私たちも、  
子どもたちも、  
ルールを守れば  
安心ね。

ルールを守ることが大切です。  
でも、実際には、多くの事故が  
発生しています。  
万一の事故に備えておくことが  
大切です。



# もしも

## 事故を起こしてしまったら...



### 実態

**加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。**

自転車による事故では被害者になることもあれば、加害者になることもあります。

もし加害者になった場合は損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることもあります。

#### 【自転車での加害事故例】

こんな金額  
払えないわ...  
どうすれば  
いいの？



賠償額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性がタ方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)

※賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

(日本損害保険協会調べ)

そんなときのために  
事前に備えて  
おけば  
安心です!



### 備え

**自転車事故による損害賠償責任やご自身のケガには「保険」で備えることができます。**

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、

また、**自分自身のケガは「傷害保険」**でそれぞれ補償されます。加入している保険の補償内容をご確認ください。



#### 【自転車事故に備えるための保険】

対象	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

●個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償対象となります。

例 個人賠償責任保険...買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた  
傷害保険...スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした

●傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。

●業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

補償内容のご確認に  
あたって  
ご注意ください

●個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない場合があります。

●新たな保険(特約)への加入をご検討される場合は、自転車を乗用される方またはそのご家族が既に補償内容が同種の保険契約に加入されていますと、補償の重複が生じることがありますので、保険金額(支払限度額)、被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を十分ご確認ください。

早速、  
加入している保険の  
補償内容を確認  
してみるわ。



ご不明な点はお気軽に、  
保険会社または代理店に  
お問い合わせください。